

「平成19年度 森林 森林及び

約束の達成に向け、基準年総排出量の三・八%を森林による二酸化炭素の吸収によって確保することとしています。このため、毎年二〇万haの追加的な間伐等の整備など、森林吸収源対策の加速化が必要となっていることを取り上げています。

三つ目の項目は「美しい森林づくり推進国民運動」の展開です。この運動を国民各層の理解と協力を得ながら推進していくため、新聞広告の掲載や企業に対する森林づくり活動への参画の呼びかけ等を行ったことや、民間における「美しい森林づくり全国推進会議」が設立されたことなどを紹介しています。

四つ目の項目は「花粉発生源対策の推進」です。スギ花粉症は、患者数が国民の一〇%を超えるると推計されるなど国民的課題となっています。このため林野庁では、首都圏等への飛散に影響を与えるスギ林を対象として花粉の少ないスギ林や広葉樹林等へ転換していくこと、少花粉スギ苗木等の供給量を平成一八年度の年一十萬本から二九年度には約一〇〇萬本に増大していくことを目標としていることについて紹介しています。

五つ目の項目は「木づかい」の広がりです。木材は地球温暖化の防止や循環型社会の構築に貢献する環境に優しい資源です。農林水産省では京都議定書の目標達成に向けて「木づかい運動」を進めています。このような中、

間伐材を割り箸として利用する動きや学校の暖房用燃料として木質ペレットを使用する動き、さらに輸送用燃料やバイオマスプラスチックなど新たな期待が寄せられる木材利用の取組など、積極的に木材を利用していこうとする動きについて紹介しています。

六つ目の項目は「世界自然遺産「知床」における国有林の取組」です。ここでは、知床の生態系を保全するために行われているサケ科魚類の遡上を容易にするための治山ダムの改良工事や、NPOや企業等の参加を得て実施している「知床自然の森林づくり」の取組等について紹介しています。

トピックス

- 1 森林施業の提案で目指す集約的な林業経営
～「一緒に手入れしませんか？あなたの山」～
- 2 京都議定書の第1約束期間の開始
- 3 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開
- 4 花粉発生源対策の推進
- 5 「木づかい」の広がり
- 6 世界自然遺産「知床」における国有林の取組